

第 6 回検討会後の提言の修正ポイント

1. 第 1 回アジア国立公園会議の成果を記載〔見消 P3・L27-35〕

第 1 回アジア国立公園会議において得られた国際的な取組等に関する情報及び会議成果を記載するとともに、我が国においても協働型管理運営を進めて行く旨を記載。

2. 既存の会議の中には、総合型協議会の機能を果たしうるものもある旨記載

〔見消 P5・L21-24〕

世界自然遺産に関わる会議や自然再生推進法・エコツーリズム推進法に基づく会議等、既存の協議会の中にはその活用によっては、総合型協議会の機能を果たしうる地域も見られる旨を記載。

3. 国立公園における協働型管理運営の推進が発展的に保護地域の管理につながる旨記載

〔見消 P7・L29-32〕

国立公園における協働型管理運営は、今後日本全体の保護地域の効果的な管理運営手法を考える際にモデル的取組として活用されることを期待する旨を記載。

4. ビジョンを地域ビジョンとすることも選択肢の 1 つとして記載〔見消 P8・L10-15〕

国立公園がその区域内に留まらず、観光、産業、文化等の地域社会と密接な関わりを持つことや、地域の積極的な参画を促す必要性を踏まえると、国立公園を地域の資源と捉え、その役割に重点を置いた「地域ビジョン」として策定することも考えられる旨を記載。

5. 環境省・協議会・協議会構成員の役割について記載〔見消 P9・L29-P10・L18〕

これまで、環境省、協議会の決定事項を整理していた項目を、環境省・協議会・協議会構成員それぞれの役割と記載する形で再整理した。

6. 事務局のあり方について環境省以外の主体が担うことも選択肢の 1 つとして記載

〔見消 P11・L1〕

協議会の事務局について、地方公共団体や公園管理団体等がその役割の全部或いは一部を担うことも地域の実情に応じて検討する旨を記載。

7. ビジョン・管理運営方針・行動計画・地域ルールと管理計画との関係性について整理し、記載〔見消 P12・L2-L21〕

国立公園行政との整合性及び実行性を確保するため、ビジョン・管理運営方針・行動計画・地域ルールのうち、ビジョン、管理運営方針及び行動計画の環境省の取組を管理計画に記載し、地域ルールについても管理計画に反映等を行う旨を記載した。

なお、これらの理計画との関係性については、項目を 1 つ増やし、整理の上まとめて記載した。